

全学技術センター保有設備・機器測定代行等利用約款

制定 令和6年12月3日

(適用範囲)

第1条 本約款は、名古屋大学全学技術センター（以下「センター」という。）が保有する共用設備及び機器（以下「共用設備・機器」という。）を、東海国立大学機構（以下「機構」という。）外の研究者に対して供用する場合に適用する。

(定義)

第2条 本約款において、「利用」とは、共用設備・機器を使用することを望む機構外の研究者（以下「利用者」という。）が、共用設備・機器を使用した実験や解析を通じて得られるデータ等（以下「実験データ等」という。）の取得を、有償又は無償により行うことをいう。

2 本約款において、「測定代行等」とは、利用者が共用設備・機器を使用した実験や解析をセンターの構成員たる技術職員（以下「技術職員」という。）に依頼し、実験データ等を取得することをいう。

3 本約款において「秘密情報」とは、センター又は利用者が相手方に開示した技術情報、自己の事業又は運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものも含む）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示されたものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していたことが書面により立証できる情報であるもの

四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できるもの

五 相手方から開示を受けた後、秘密情報によらず、独自に創出したもの

4 本約款において「知的財産権」とは、東海国立大学機構発明等取扱規程（令和2年度機構規程第76号）第2条第8号に規定する権利、東海国立大学機構著作物取扱規程（令和2年度機構規程第79号）第2条第9号及び第10号に規定する権利、東海国立大学機構商標取扱規程（令和2年度機構規程第78号）第2条第8号に規定する権利、それらの外国における各権利に相当する権利その他一切の知的財産権をいう。

(共用設備・機器)

第3条 共用設備・機器は、センターが定める。

(利用の申込み)

第4条 利用の申込みは、別紙様式若しくはセンターが別に定める方法により、次の各号に掲げる事項を明示して申し込むものとする。

- 一 利用者の氏名、所属、連絡先等
- 二 利用を希望する共用設備・機器の名称
- 三 試料の概要
- 四 測定希望条件
- 五 本約款記載事項の承諾
- 六 その他の必要となる利用条件

(遵守事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を全て遵守するものとする。

- 一 本約款に記載されている事項
- 二 共用設備・機器毎に定められている事項
- 三 危険が惹起される行為を行わないこと
- 四 日本国の法令及び公序良俗に違反する行為を行わないこと
- 五 共用設備・機器を破損するおそれがある行為を行わないこと
- 六 センター又は機構の業務遂行に支障となる行為を行わないこと
- 七 その他、利用にあたってセンター又は機構の定める事項

(利用の受入れ)

第6条 センターは、以下の要件が全て満たされていると認める場合に、利用者の利用を受け入れる。

- 一 第3条に定める共用設備・機器の利用申込みであること
- 二 利用が、我が国の科学技術の振興、イノベーション創出、経済の発展、その他の社会貢献等に寄与する公共性・公益性を有すること
- 三 利用が、センターの業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと
- 四 本約款記載事項を承諾し、違反するおそれがないこと
- 五 利用者又はその者の所属機関が、第8条に定める利用料金の支払能力を有していること
- 六 利用者又はその者の所属機関が、第17条に定める損害の補償能力を有していること

2 前項の要件が全て満たされているか否かの判断方法については、センターが別に定める。

(利用の受入拒否及び中止)

第7条 センターは、前条に定める要件の一部又は全部が満たされていないと認めた場合は、利用の受入れを拒否することができる。また、利用の受入れ後にあっては、一方的に利用を中止させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターがセンター又は共用設備・機器の管理運営上やむを得ないと認める場合には、利用の受入れの拒否又は利用を中止させることができる。

(利用料金)

第8条 共用設備・機器の利用料金や測定代行等に係る技術料等の料金は、センターが別に定める。

(料金の請求及び納付)

第9条 利用料金の請求は、利用終了後に機構が定める方法により行う。

- 2 利用者は、機構より発出される請求書に基づき、機構が定める所定の期日までに利用料金を支払わなければならない。

- 3 特段の指定が無い場合、利用料金は日本国の通貨で支払うものとする。

(秘密保持義務)

第10条 センター又は利用者は、秘密情報に対して適切に秘密保持する義務を負い、秘密情報を第三者に対して開示し又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 センター又は利用者が相手方から事前に承諾を得ている場合
- 二 共用設備・機器に関する災害や事故等の発生時において、人命や財産等を緊急に保護するために必要とセンターが判断した場合
- 三 センターが、利用者の特定や秘密情報の漏洩に繋がらない形式の統計情報として共用設備・機器の利用実績を開示する場合
- 四 センターが、法令又は裁判所等の公的機関の命令等によって、秘密情報を開示し又は提供することを義務付けられた場合

- 2 センター又は利用者が前項第1号により秘密情報を開示又は提供する場合は、前項に規定する秘密保持義務と同様の秘密保持義務を当該第三者に課すものとする。

(実験データ等の取扱い)

第11条 実験データ等は秘密情報として取り扱い、センターは第10条に規定する秘密保持義務を負うものとする。

- 2 利用者が実験データ等を取り扱う場合は自己責任で取り扱うものとし、第10条に規定する秘密保持義務にかかわらず、本約款に拠る特段の義務は負わないものとする。ただし、利用者が第三者に開示又は提供する実験データ等にセンターが利用者に提供した秘密情報が含まれる場合は、その取扱いについては第10条第2項の規定を準用するものとする。

- 3 センターは、実験データ等を利用者へ引き渡した後、原則30日以内に削除する。ただし、利用者から削除しない要望があり、センターがこれを受け入れた場合には実験データ等を保持し、第13条に定める有効期限の間は引き続き秘密情報として取り扱う。

(成果を発表等する場合の謝辞等への記載)

第12条 利用者が利用によって得られた実験データ等を含む成果を学術論文、紀要、学会

等で発表する場合、謝辞等に記載することとする。謝辞の例文等は、センターが別に定める。

- 2 利用に際し、研究計画の策定や利用によって得られた実験データ等を含む学術論文や紀要等の執筆、学会発表資料の作成、その他の事項等、技術職員が研究の遂行や研究成果の発表において不可欠である貢献をした場合、利用者は当該技術職員に対して適切なオーサーシップの検討を行うものとする。
- 3 利用者が本条第1項、第2項に規定する取扱いを望まない場合の取扱いについては、センターが別に定める。

(知的財産権の取扱い)

第13条 利用に際し、センター又は利用者が相手方から開示された秘密情報を用いることなく新たに取得した知的財産権は、取得した者に帰属するものとする。

- 2 利用に際し、センター又は利用者が相手方から開示された秘密情報を用いて取得した知的財産権の取扱いについては、利用者とセンターの間で別途協議するものとする。

(約款の有効期間)

第14条 本約款の有効期間は、センターが利用申込みを受け入れた日から、センターが利用者に実験データ等を引き渡し、センターが定める方法で測定代行の報告を行った日（以下「利用終了日」という。）までとする。ただし、第10条に、第12条及び第13条については利用終了日以降5年間有効とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第15条から第20条については、利用終了日以降も引き続き有効なものとする。

(約款の変更等)

第15条 センターが必要と判断する場合、利用者へ事前に通知することなく、本約款の一部又は全部を変更又は廃止することができる。

- 2 センターは、前項による本約款の変更又は廃止を行う場合は、変更又は廃止する旨、変更後又は廃止後の本約款の内容並びにその効力発生時期について、当該効力発生時期の3週間前までにセンターのウェブサイトに掲載すること又はその他の適切な方法により周知するものとする。
- 3 センターが前項の規定により本約款の変更又は廃止を行った場合、利用者に対してセンターは一切責任を負わないものとする。
- 4 センターが本条第1項の規定により利用の提供を終了した場合、利用者に対してセンターは一切責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第16条

- 2 実験データ等を依頼者が公表する場合、当該実験データ等や、当該実験データ等を含む実験成果、研究成果等、又はそれらの成果を利用した製品等の性能、効果、信頼性、安全性等を広告等する、若しくはその他利用者を利する目的で、機構又は機構が設置する大学

や部局等の名称、それらに類似し誤解を招くおそれのある名称、それらを類推させる名称、その他機構が不適切と判断した名称を使用してはならない。ただし、機構が使用を許可した場合や、第12条に規定する学術雑誌、紀要、学会発表等で研究成果を発表した際の謝辞や共著に記載する場合等にはこの限りではない。

(補償義務)

第17条 利用者の故意又は過失により、センターと事前協議、通知等されることなく測定試料に事故又は災害等の原因となる要因等（共用設備・機器等を著しく損耗させる成分、規制の対象となる放射性同位元素、病原体、法令で取扱いが禁止されている成分、その他有害な成分等）が含まれ、それに起因する損害が発生した場合、利用者及びその所属機関が連帯して損害を受けた者に対して必要な補償を行うものとする。

2 前項に規定するものの他、利用に際し、利用者の故意又は過失により発生したその他の損害についても、利用者及びその所属機関が連帯して損害を受けた者に対して必要な補償を行うものとする。

(免責事項)

第18条 センターは、利用により生じた利用者の損害に対しては、センターの故意又は重大な過失に基づく場合を除き、当該利用に際し利用者が支払い済みの利用料金を上限額として賠償責任を負うものとする。

2 センターは、利用者が持ち込んだ試料等に対し、適正な保管や測定等の取扱い方法に基づいて取り扱った結果としての試料等の滅失又は毀損に対しては、センターは賠償する責任を負わない。但し、センターの故意又は重大な過失によって生じた試料等の滅失又は毀損に対しては、当該利用に際し利用者が支払い済みの利用料金を上限額として賠償責任を負うものとする。

3 利用者は、共用設備・機器の利用によって第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、センターは当該紛争に関して一切責任を負わないものとする。

(本約款に定めのない事項の取扱い)

第19条 本約款に定めのない事項については、センター及び利用者は信義誠実を旨として、別途協議して解決を図るものとする。

(準拠法等)

第20条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、特段の定めのない限り日本国法に準拠するものとする。

2 本約款、共用設備・機器の利用に関して紛争が生じた場合、その一切については名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、令和6年12月3日から適用する。

別紙様式

全学技術センター保有設備・機器測定代行等利用申込書			
令和 年 月 日			
全学技術センター長 殿			
所属機関住所			
所属機関名			
代表者職名・氏名			
担当者（所属・氏名）			
電話番号			
FAX 番号			
電子メール			
全学技術センター保有設備・機器測定代行等利用約款の内容に同意して遵守し、以下の通り測定代行等の利用を申し込みます。			
試料の概要	試料名		数量
測定希望条件等 （共用設備・機器名等）			
試験等実施希望時期		特記事項	
本約款記載事項の承諾	☐ 承諾する		

※注 太線枠内を記入してください。約款の内容に同意して遵守いただけない場合、利用受入れは出来ません。

利用申込受入通知			
上記の全学技術センター保有設備・機器測定代行等利用申込書を受け入れます。			
全学技術センター長【公印省略】			
受付番号		受付日	
受付担当者			
測定代行等担当者			
利用料金	見積書（No. ）の通り		
結果の納品	電子データとして納品		
備考			